水質検査結果書

第 Y1821772 号
平成 30 年 9 月 20 日

開成町長　　様

厚生労働省登録水質検査機関 登録番号第260号

ヴェオリア・ジェネッツ株式会社
横浜分析測定課
〒235-0007 横浜市磯子区西町1番1号
TEL 045-752-2421 FAX 045-752-2570
水質検査実施責任者 勝俣 千秋

ご依頼の試料について、検査結果を下記のとおり報告します。

検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号
水質基準	平成15年厚生労働省令第101号

検査期日	平成 30 年 9 月 11 日 ～ 平成 30 年 9 月 19 日	試料名	浄水
採取年月日	平成 30 年 9 月 11 日 11時05分	天候: － 気温: 22.0℃ 水温: 20.0℃	
採取場所	高台第1浄水場系 開成町延沢1549 消防第2分団詰所		
採取	引取り	残留塩素 : 0.35 (mg/L)	

検査項目	単位	結果	水質基準	検査項目	単位	結果	水質基準
一般細菌	/mL	1	100以下				
大腸菌	－	不検出	検出されないこと				
塩化物イオン	mg/L	4.9	200以下				
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	3以下				
pH値	－	7.6	5.8～8.6				
味	－	異常なし	異常でないこと				
臭気	－	異常なし	異常でないこと				
色度	度	1未満	5度以下				
濁度	度	0.1未満	2度以下				
		-以下余白-					

判定	上記検査項目は水道法水質基準に適合
備考	

水質検査結果書

第 Y1821773 号
平成 30 年 9 月 20 日

開成町長　　様

厚生労働省登録水質検査機関 登録番号第260号

ヴェオリア・ジェネッツ株式会社
横浜分析測定課
〒235-0007 横浜市磯子区西町14番1号
TEL 045-752-2421 FAX 045-752-2570
水質検査実施責任者 勝俣 千秋

ご依頼の試料について、検査結果を下記のとおり報告します。

検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号
水質基準	平成15年厚生労働省令第101号

検査期日	平成 30 年 9 月 11 日 ～ 平成 30 年 9 月 19 日	試料名	浄水
採取年月日	平成 30 年 9 月 11 日 11時30分	天候: － 気温: 22.0℃ 水温: 20.0℃	
採取場所	高台第2浄水場系 開成町牛島213-4 消防第3分団詰所		
採取	引取り	残留塩素 : 0.44 (mg/L)	

検査項目	単位	結果	水質基準	検査項目	単位	結果	水質基準
一般細菌	/mL	0	100以下				
大腸菌	－	不検出	検出されないこと				
塩化物イオン	mg/L	5.8	200以下				
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	3以下				
pH値	－	7.6	5.8～8.6				
味	－	異常なし	異常でないこと				
臭気	－	異常なし	異常でないこと				
色度	度	1未満	5度以下				
濁度	度	0.1未満	2度以下				
		-以下余白-					

判定	上記検査項目は水道法水質基準に適合
備考	

水質検査結果書

第 Y1821774 号
平成 30 年 9 月 20 日

開成町長　　様

厚生労働省登録水質検査機関 登録番号第260号

ヴェオリア・ジェネッツ株式会社
横浜分析測定課
〒235-0007 横浜市磯子区西町14番1号
TEL 045-752-2421 FAX 045-752-2570
水質検査実施責任者 勝俣 千秋

ご依頼の試料について、検査結果を下記のとおり報告します。

検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号
水質基準	平成15年厚生労働省令第101号

検査期日	平成 30 年 9 月 11 日 ～ 平成 30 年 9 月 19 日	試料名	浄水
採取年月日	平成 30 年 9 月 11 日 13時15分	天候: — 気温: 23.0℃ 水温: 18.0℃	
採取場所	榎下浄水場系 開成町吉田島3455 酒匂川ふれあい館		
採取	引取り	残留塩素 : 0.34 (mg/L)	

検査項目	単位	結果	水質基準	検査項目	単位	結果	水質基準
一般細菌	/mL	0	100以下				
大腸菌	—	不検出	検出されないこと				
塩化物イオン	mg/L	4.5	200以下				
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	3以下				
pH値	—	7.7	5.8～8.6				
味	—	異常なし	異常でないこと				
臭気	—	異常なし	異常でないこと				
色度	度	1未満	5度以下				
濁度	度	0.1未満	2度以下				
		-以下余白-					

判定	上記検査項目は水道法水質基準に適合
備考	